

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【公表番号】特表2016-512775(P2016-512775A)

【公表日】平成28年5月9日(2016.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2016-027

【出願番号】特願2016-503729(P2016-503729)

【国際特許分類】

A 6 3 H 33/10 (2006.01)

【F I】

A 6 3 H	33/10	A
A 6 3 H	33/10	J

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月19日(2017.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

組立プレート(1)を位置決めするための少なくとも一つの位置決めポケット(21A、21B、21C、21D)を備える組立キット(B)のための位置決め要素(2)であって、前記位置決めポケット(21A、21B、21C、21D)は、仮想の三次元座標系の原点(0)から面内に延在し、前記組立プレート(1)を保持するための互いの距離(b)を有して相互作用して向かい合う二つの保持手段(20A、20B)を備え、前記位置決めポケット(21A、21B、21C、21D)は、さらに、前記原点(0)から延在する2つの直交する端部を備え、前記端部は、それぞれ、前記向かい合う二つの保持手段(20A、20B)の間の仕切壁(23)または側壁(23A、23B)を備え、前記仕切壁(23)または前記側壁(23A、23B)は、それぞれ、前記組立プレート(1)が前記位置決めポケット(21A、21B、21C、21D)の中に設置された時に、前記組立プレート(1)のための支持具を形成する、位置決め要素(2)において、

前記保持手段(20A、20B)は、仮想の正方形面の原点(0)から延在する仮想の対角線(d)の両側に左右対称に配置され、加えて前記組立プレートのその固定のための固定手段(10)と相互作用するよう配置される二つの固定手段(24)を備えることを特徴とする、位置決め要素(2)。

【請求項2】

少なくとも二つの位置決めポケット(21A、21B、21C、21D)を備え、前記直交接続(23)は二つの位置決めポケット(21A、21B、21C、21D)の間に仕切壁(23)を形成し、その間の接続手段を備えることを特徴とする、請求項1に記載の位置決め要素(2)。

【請求項3】

前記距離(b)は、約1mmから20mmの範囲であり、より好ましくは2mmから15mmであり、最も好ましくは3mmから8mmであることを特徴とする、請求項1に記載の位置決め要素(2)。

【請求項4】

前記固定手段(24)は、好ましくは、前記位置決めプレート(20A、20B)に互いに向かい合って配置される貫通孔(24)を備え、前記貫通孔(24)の中心は、前記

座標系の座標軸（X、Y、Z）のいずれかから、角度15度から30度および／または60度から75度、好ましくは22.5度および／または67.5度で配置され、固定手段（25）と相互作用するよう配置される、請求項5に記載の位置決め要素（2）。

【請求項5】

前記位置決めプレート（20A、20B）の厚さ（t）は、約1mmから20mmであり、より好ましくは2mmから15mmであり、最も好ましくは3mmから6mmであることを特徴とする、請求項1に記載の位置決め要素（2）。

【請求項6】

前記位置決めプレート（20A、20B）の辺の長さ（l）は、約20mmから150mmの範囲であり、より好ましくは40mmから100mmであり、最も好ましくは70mmから90mmであることを特徴とする、請求項1に記載の位置決め要素（2）。

【請求項7】

前記仕切壁（23）は、前記位置決めプレート（20A、20B）の辺の長さ（l）の少なくとも半分に沿って、好ましくは前記辺の長さ（l）の全長に沿って延在することを特徴とする、請求項1に記載の位置決め要素（2）。

【請求項8】

少なくとも一つの追加の仕切壁（23）を介して、前記二つの位置決めポケット（21A、21B、21C、21D）のいずれかに接続される追加の位置決めポケット（21A、21B、21C、21D）を備えることを特徴とする、請求項2に記載の位置決め要素（2）。

【請求項9】

前記仕切壁（23）は、空間中の少なくとも二つの任意の面内の前記位置ポケット（21A、21B、21C、21D）の間の所望の角度を許容することを特徴とする、請求項2に記載の位置決め要素（2）。

【請求項10】

組立プレート（1）を請求項1に記載の位置決め要素（2）の位置決めポケット（21A、21B、21C、21D）に位置決めするための少なくとも一つの角（h2）を備える組立キット（B）のための組立プレート（1）であって、

その角（h2）は、少なくとも前記位置決めポケット（21A、21B、21C、21D）の延長を備える平らな延長を有し、前記角（h2）は仮想の三次元座標系の原点（0）から始まり、正方形面に係る仮想の対角線（d）に対して約45度から90度の角度（v2）を有し、その対角線（d）は原点（0）から延在し、前記組立プレートは前記位置決め要素（2）の固定手段（24）と相互作用するよう配置される少なくとも一つの固定手段（10）を備える、組立プレート（1）において、

前記固定手段（20）は、前記仮想の対角線（d）のそばに配置されることを特徴とする、組立プレート（1）。

【請求項11】

前記位置決め手段（10）の中心は、前記座標系の前記座標軸（X、Y、Z）のいずれかから角度15度から30度および／または60度から75度、好ましくは22.5度および／または67.5度で配置されることを特徴とする、請求項10に記載の組立プレート（1）。

【請求項12】

前記固定手段（10）は、固定手段（25）と相互作用するよう配置されることを特徴とする、請求項10または請求項11に記載の組立プレート（1）。

【請求項13】

厚さ（T）が、約1mmから20mmの範囲であり、より好ましくは2mmから15mmであり、最も好ましくは3mmから6mmであることを特徴とする、請求項10から請求項12のいずれか一項に記載の組立プレート（1）。

【請求項14】

長さ（L）が、約10cmから100cmの範囲であり、より好ましくは20cmから

60cmであり、最も好ましくは30cmであることを特徴とする、請求項10から請求項13のいずれか一項に記載の組立プレート(1)。

【請求項15】

高さ(H)が、約10cmから100cmの範囲であり、より好ましくは20cmから60cmであり、最も好ましくは30cmであることを特徴とする、請求項10から請求項14のいずれか一項に記載の組立プレート(1)。

【請求項16】

請求項1から請求項9のいずれか一項に記載の位置決め要素(2)と請求項10から請求項15のいずれか一項に記載の組立プレート(1)とを備えることを特徴とする、組立キット(B)。

【請求項17】

前記組立プレート(1)の角(h2)は、前記位置決め要素(2)の位置決めポケット(21A、21B、21C、21D)に挿入してもよく、前記組立プレート(1)の前記角(h2)及び前記位置決めポケット(21A、21B、21C、21D)は、三次元座標系の同じ面内に延在し、前記座標系の同じ原点(0)を共有することを特徴とする、請求項16に記載の組立キット(B)。

【請求項18】

前記位置決め要素(2)の前記固定手段(24)および前記組立プレート(1)に配置される前記固定手段(10)は、相互の固定のために互いに相互作用するよう配置されることを特徴とする、請求項16から請求項17のいずれか一項に記載の組立キット(B)。